

## 令和4年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和5年2月2日（木）午後6時30分～午後8時00分

場 所：cocobunji プラザ リオンホール

### 【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）（識見を有する者）  
小堺 幸恵（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）  
柴田 洋彌（市内の障害者団体の代表者）  
松本 晴久（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）  
藤田 典男（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）  
宮崎 卓矢（特別支援学校の教員）  
天野 徹（民生委員の代表者）  
増田 径子（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

### 【事務局】

福祉部長（横川）  
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）  
教育部 学校教育担当課長（大島）  
福祉部 障害福祉課長（石丸）  
福祉部 障害者福祉課計画係長（寒河江）  
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）  
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）  
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）  
健康部 地域共生推進課重層的支援体制整備担当係長（渡部）  
福祉部 障害福祉課計画係（梅谷）

### 【当日欠席】

大谷 祐人（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）

## 【次第】

- 1 開会
  - 1) 委員紹介
- 2 報告事項
  - 1) 障害者（児）施策に関するアンケート調査の集計報告について
  - 2) 地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画について
  - 3) 令和4年度障害者週間行事の取組状況について
- 5 その他
- 6 閉会

## 【資料一覧】

### ◆事前配付

- 資料1 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 国分寺市障害者（児）施策に関するアンケート調査集計結果報告書
- 資料3 国分寺市地域福祉計画等策定スケジュール
- 資料4 地域福祉計画等の次期策定に関する基本的な考え方
- 資料5 令和5年度国分寺市重層的支援体制整備事業実施計画

### ◆当日配付

- ※席次表
- 資料6 地域共生社会の実現とは
- 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニューズレター

## 【開会】

大塚会長：令和4年度の第4回国分寺市障害者施策推進協議会を開催します。よろしくお願いいたします。

まず、会議成立の確認及び配付資料等の確認について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。本日は大谷委員より欠席の御連絡を頂いております、現時点で8名の委員に御出席いただいておりますので、会議成立となります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、「令和4年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会次第」、資料1「国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿」、資料2「国分寺市障害者（児）施策に関するアンケート調査集計結果報告書」、資料3「国分寺市地域福祉計画等策定スケジュール」、資料4「地域福祉計画等の次期策定に関する基本的な考え方」、資料5「令和5年度国分寺市重層的支援体制整備事業実施計画」、以上となります。

続きまして、本日お配りした資料といたしまして、資料6「地域共生社会の実現とは」「席次表」「国分寺市障害者地域自立支援協議会ニューズレター」、以上となります。

また、参考資料として、「第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画」の冊子を机上配付しております。なお、計画の冊子は本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますよう、お願いいたします。お配りさせていただきました資料は以上でございます。全てでございますでしょうか。

次に、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきます。御了承くださいますようお願いいたします。なお、御発言の際には挙手いただき、会長から指名を受けましたら、お近くのマイクをお使いいただき、初めにお名前を言っていただいてから御発言をお願いいたします。事務局からは以上です。

大塚会長：ありがとうございます。資料のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、続きまして委員の紹介ということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：前回の協議会以降、委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。民生・児童委員障害福祉部会長の任期満了により、宮田委員が退任なさいまして、後任は新たに障害福祉部会長に就任された天野委員となります。なお、委嘱状につきましては机上配付とさせていただきます。

天野委員より自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

天野委員：どうもご紹介ありがとうございました。よろしくお願いいたします。民生委員は3年任期で変わるということで、昨年12月1日に改選を行い、その結果として私が今度の障害福祉部会長に選任されましたので、この委員会に参加させていただくことになりました。この分野は初めてです。何も分かりませんが、勉強しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 【報告事項】

大塚会長：それでは、報告事項1）「障害者（児）施策に関するアンケート調査の集計報告について」、

事務局の説明をお願いいたします。

事務局：「障害者（児）施策に関するアンケート調査の集計結果について」御説明させていただきます。  
資料2「国分寺市障害者（児）施策に関するアンケート調査集計結果報告書」を御覧ください。

まず、アンケート調査の概要についてご説明させていただきます。第1章「調査概要」のページを御覧ください。3ページと4ページになります。今回のアンケート調査につきましては、3年前に実施をいたしました前回のアンケートと同様に、18歳以上の方と18歳未満の方で2種類の調査票に分けており、それぞれの調査項目は3ページに記載のとおりとなっております。項目については後ほど改めて御説明させていただきます。

調査対象としては、国分寺市で援護を実施している身体障害、知的障害、精神疾患、難病等の方。標本数としては、18歳以上の方は2,650人、18歳未満の方は350人を無作為抽出し、調査票を送付いたしました。調査票の回収は郵送にて行い、調査の期間としては、令和4年8月下旬から9月下旬の約1か月間で実施をいたしました。最終的な回収率については、前回の協議会後に送付のあった調査票も可能な範囲で集計に含めたことで、前回の協議会で御報告させていただいた数値と少し変わっております。18歳以上の方が44.7%、18歳未満の方が49.7%、報告書には記載をしておりますが、全体での回収率としては45.3%となっております。参考に前回の回収率をお示しいたしますと、18歳以上の方が42.2%、18歳未満の方が44.9%、全体での回収率としては42.5%でしたので、18歳以上の方、18歳未満の方のいずれも回収率は少し上がっております。

ページをお戻りいただきまして、目次を御覧ください。第2章が18歳以上の方への調査結果となっております、7ページから100ページとなります。18歳以上の方への項目について簡単に御説明させていただきますと、まず1「基本情報」及び2「障害の状況について」の項目では、対象者の年齢、居住地域、障害種別、等級、その他障害のある方の基本的な事項についての回答内容をまとめております。

3「介助の状況について」は世帯の支援体制をより細かく把握するために今回の調査から新たに加えた項目となっております。（2）の「主な介助・支援者」以外の設問は全て今回初めて質問した内容となっております。主な介助・支援者の年齢、対象者以外の世話や介護の有無、主な介助・支援者が介助・支援ができなくなった場合にどうしたいかなどの回答内容をまとめております。

4「福祉サービスについて」、5「その他サービスについて」の項目につきましては、主に障害福祉サービスなどの利用状況、今後の利用意向、満足度などについてまとめております。

6「住まいの場について」、7「日中活動の場・就労について」、8「外出について」の項目につきましては、現在のお住まいの状況や将来希望する暮らし、日中の活動や就労等の状況、外出の状況などについてまとめております。

9「災害への備えについて」、10「相談や福祉の情報について」、11「ヘルプマークとヘルプカードについて」、12「障害を理由とする差別について」の項目につきましては、災害発生時の備えや福祉サービスの情報の入手経路の把握、ヘルプマーク・ヘルプカードの利用状況などについてまとめております。

13「余暇活動について」、14「成年後見人制度について」、15「全体的な施策について」の項

目につきましては、障害のある方の文化芸術活動、スポーツの実施状況や必要な支援、成年後見制度利用意向などの回答内容について取りまとめております。

16「自由意見」の項目では、自由意見の概要をまとめております。

続きまして、第3章が18歳未満の方への調査結果となっておりますが、103ページから最後までとなっております。18歳未満の方への調査票でのみ質問している項目としましては、6「教育・保育について」及び7「将来について」となっており、ここでは通園・通学に関することや将来の希望などについて調査結果をまとめております。

項目についての説明は以上となりまして、続きまして集計結果の御説明に入らせていただきます。集計結果については非常にボリュームがございますので、大変恐縮でございますが、中身についてはかいつまんで御説明をしたいと思います。

まず、20ページを御覧ください。「介助の状況について」の項目の中の(4)「主な介助・支援者のご本人以外の世話や介護の有無」の設問になりますが、主な介助者が対象者以外の世話や介護をしているいわゆるダブルケアの方の割合が22.1%となっており、約5人に1人はそのような状況にあることが分かります。すぐ下の22ページを御覧ください。(5)「主な介助・支援者が介助・支援ができなくなった場合」については、「どうしたらよいかわからない」を選択された方が16.9%となっております。

24ページと25ページを御覧ください。「福祉サービスについて」の項目の中の(1)「福祉サービスの利用状況・利用意向と満足度」の設問になりますが、今後利用したいサービスとしては、「居宅介護」「地域定着支援」などの回答が多くなっております。また、現在利用しているサービスの満足度としましては、全体的に前回より上がっておりますが、特に施設入所支援、地域移行支援、日中一時支援、生活介護等のサービスの満足度が高くなっております。

44ページを御覧ください。図表6-4-2は「住まいの場について」の項目の中の将来の暮らし方の希望を年代と障害種別ごとにお示ししております。身体障害者、難病の方につきましては「親以外の家族と同居」が多くなっておりまして、知的障害の方は「グループホーム」、精神障害、発達障害、高次脳機能障害の方は「ひとり暮らし」の希望が多くなっております。45ページの(5)「グループホームの利用を希望する時期」につきましては、「親の介護が受けられなくなったとき」という回答が一番多くなっておりまして、前回から約15%と大幅に増加をしております。

60ページを御覧ください。「日中活動の場・就労について」の項目の中の(11)「一般企業への就職・就労を継続するために必要だと思うこと」の設問になりますが、多い順に、「就職後、定期的な職場訪問等による職場環境の調整や不安の解消などの支援」、続いて「求職活動の支援」、「仕事の適性を見極め」が3番目となっております。前回の調査では「仕事の適性を見極め」が最も多く、41.8%でしたが、こちらが10%ほど減少しておりまして、一方「就職後、定期的な職場訪問等による職場環境の調整や不安の解消などの支援」と「求職活動の支援」はそれぞれ15%ほど増加しております。

66ページを御覧ください。「災害への備えについて」の項目の中の(1)「災害発生時に困ることや不安に感じること」につきましては前回とほぼ同じ結果が出ておりまして、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」「避難所で必要な支援が受けられるか不安」「一人では避難で

きない」が多くなっております。

74 ページを御覧ください。「ヘルプマークとヘルプカードについて」の項目の中の(1)「ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度」につきましては、積極的な周知啓発活動を行ってきたことにより、前回の調査結果との比較で約15%アップしており、72.3%となっております。

87 ページを御覧ください。「余暇活動について」の項目の中の(4)「運動やスポーツをする場所」につきましては、多い順に「公園」、続いて「国分寺市の体育施設」、「民間の体育施設」が3番目となっております。前回と比較すると公園の割合が10%以上増加しておりまして、体育施設全般の割合が減少していることから、コロナ禍の影響が出てきているところかと思われます。

88 ページ及び 89 ページを御覧ください。文化芸術活動とスポーツに関わるために必要な支援につきまして、アンケート作成時にこの協議会でご意見を頂きまして、選択肢に「施設までの移動支援」を追加しております。問 52, 問 53, いずれも「施設までの移動支援」が15%近い回答となっております。やはり一定の支援ニーズがあることが分かりました。

93 ページを御覧ください。「全体的な施策について」の項目の中の(1)「暮らしのために充実してほしいこと」につきましては、グラフの上から順に、「家族の病気など緊急時の対応」が一番多く、「保健・医療サービスの充実」が2番目となっております。前は1番目と2番目が逆となっております。今回一番多かった「家族の病気など緊急時の対応」の割合も7.5%ほど今回は増加をしております。やはりコロナ禍でこういった意識、ニーズが高まっていると思われます。

続きまして、18歳未満の方への集計結果の御説明に移らせていただきます。まず、107 ページを御覧ください。(1)「障害の状況(種類または診断名)」の質問につきましては、「発達障害の診断を受けている」が一番多くなっておりますが、こちらは前回と比べて20%以上増加をしております。発達障害の認識が広まってきており、支援につながる方が増えていることも影響しているかと思われます。

119 ページを御覧ください。成人同様、今回の調査票から追加をいたしました「介助の状況について」の項目になりますが、主な介助者が対象者以外の世話や介護をしているいわゆるダブルケアの方の割合について、成人では22%となっておりますが、児童ではさらに多く、42.4%となっております。

123 ページと 124 ページを御覧ください。(1)「福祉サービスの利用状況・利用意向」についてというところで、今後利用したいサービスとしては、主に18歳未満の方が利用するサービスについては、「放課後等デイサービス」が最も多く、障害児総合支援法に基づく支援のうち、児童期から利用できるサービスでは、「日中一時支援」と「短期入所」が多くなっております。

129 ページのほうを見ていただきますと、18歳以上の方が利用するサービスでは今後利用したいサービスは就労系の支援が多くなっております。

138 ページを御覧ください。(2)「将来希望する暮らし」につきましては、前は「グループホーム」が26.8%で一番多く、「ひとり暮らし」が22.9%と続いておりましたが、今回は逆に増えておりまして、ひとり暮らしの希望が増えグループホームが少し減少しています。

147 ページを御覧ください。(2)「保護者の日常生活に関する不安や課題」につきましては

前回とほぼ同じ結果が出ておりまして、「子どもの養育・介護のため、保護者が就労できない」「子どもの養育・介護による負担が大きい」「子どもの養育・介護から離れて休息できる時間が取れない」が多くなっております。

簡単ではございますが、アンケート調査の集計結果のご説明は以上となります。今後、本調査結果の分析を進めまして、課題や障害福祉サービスの見込み量などの参考数値として活用させていただきます。事務局からは以上です。

大塚会長：長いものを簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございます。皆さんのほうからやはりそうだとか、意外だった等、御意見等ありましたら、どうでしょうか。松本委員どうぞ。

松本委員：事前にアンケート結果を読ませて頂いたとき、前回との統計結果比較を出してほしいと感じていました。本日、3年前の実施したものととの比較・説明して頂き非常にわかりやすかったです。最終的に今回の説明を含め補った報告になるのでしょうか。

事務局：経年の変化の資料というものは特段作成できていないのですけれども、そこも含めまして分析をさせていただきます。またこれから今月事業者へのヒアリングですとか、来月関係団体との懇談会などありまして、そちらのご意見も含めて分析をさせていただきます。次回の施策推進協議会で一定お示しする予定としております。

松本委員：意見を分析する際、自由意見によっては本人が十分に制度を理解していなくて、これはちょっと違うのではないかとか、これはすぐにでも取り組めるとか整理されると良いと思います。少人数でも二人の方が同じことを言っているような、例えば重度知的障害者のグループホームをつくってほしいとかは、要望が高いと感じました。ただ市役所だけでは実現できないと思うので、いろいろな関係の方々とか協力して進めなければ実現できなく、すぐには難しいとか、これは比較的取り組みやすいとか、色々なものがあるように感じます。せっかく出ている意見ですので、取り組みの方針を提案できれば非常に良いのではないかと思います。

大塚会長：ありがとうございます。御意見ということでお伺いしました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。天野委員どうぞ。

天野委員：非常に丁寧なアンケートを行われているというのに感銘を受けました。1つ、そうだよなと思ったことがありまして、障害を持っておられる方に対しての支援はかなり進んでいるような気がしているのですけれども、これを見てちょっと気になったのは、保護者の方々は頑張り過ぎていて、そして大変だと思っているように読み取れるのです。障害福祉というと障害を持っている方への支援みたいと思っているけど、本当は違うかもしれないと僕自身も反省しています。支えている人たちは大体一生懸命頑張ってしまうから、あまり声を上げていない可能性が高くて、そういったところに対する支援というのは掘り出していかなければいけないのかなというのを改めて感じました。

大塚会長：ありがとうございます。御意見ということでよろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。増田委員どうぞ。

増田委員：成年後見制度について、正直結構利用のしがいがある制度なのではないかと後見人の立場として思っているわけなのですけれども、アンケート結果によれば、あまりよく分かっていなかったり、制度を知っていても利用する予定はないと言い切られているような感じで、ちょっと残念な気がしました。もう少し周知を図る必要があるのではないかなと感じました。以上です。

大塚会長：ありがとうございます。御意見で、成年後見制度の推進を今後ますますということなのでしょうか。少しギャップがあるという話ですよね。松本委員どうぞ。

松本委員：子どもさんの年齢が少し上がっていくと初めてこれ重要だという形になっている感じがして、小さいうちは自分の子どもの教育で精いっぱい、そういう制度があるというのは何となく分かっているのだけれども、そういう勉強する機会もないということもあって、広めるということは重要だと思うので、今後年齢が上に行くような障害の方の家族は絶対に必要なことだと思うので、そういう人たちにも非常にいいのではないかなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、アンケート調査は集計されたということで、有効に活用しながら障害福祉計画を作ると、大切なポイントかなと思います。

次は2)の「地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画について」、これについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局：本日は協議会に参加させていただきまして、まず誠にありがとうございます。障害福祉計画も含めた、各個別計画のいわば上位計画となっている地域福祉計画の策定を進めさせていただく中で、まずこちらの計画のご説明をさせていただき、併せて、来年度から実施いたします国分寺市の重層的支援体制整備事業についてもご案内させていただきます。それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

資料6をご確認いただければと思います。まず「地域共生社会の実現とは」というところは社会福祉法が一番の目的となっております。こちらから地域福祉計画、そして重層的支援体制整備事業の実施計画、どのような位置づけになるのか御説明します。

「地域共生社会とは」というところを御覧ください。「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされています。こちらに向かっていくということが求められているところです。その中でどのような関係があるかといいますと、大きく地域を2つに考えておりました、「すべての人の生活の基盤としての地域」、そして「すべての社会・経済活動の基盤としての地域」、この2つの地域が基盤としてありまして、その中で「支え・支えられる関係の循環」、そして「地域における人と資源の循環」、こういったものが回っていくことで地域を共につくっていく。そして、そこから地域共生社会が生まれるのだという考えが示されているところです。

では、続きまして「地域福祉の推進」の定義でございます。「地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して、地域住民等が主体となって、相互に協力し、様々な地域生活課題について把握し、支援関係機関の連携等により解決を図る」、こちらが地域福祉の推進ということになっております。なお、地域福祉というところでございますが、地域での社会福祉とされておりまして、「『社会福祉』の定義」を御覧ください。「障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標」を社会福祉としては指しているということでございます。こういったことも含めまして地域福祉の推進をするということになっております。



次に、地域福祉の推進をするためにはどのようなことを整備していけばいいのかということでございますが、「市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」と定められているところです。そこでは大きく3つの求められる措置がございまして、「地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備」「住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり」、そして最後に「支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり」、この3つが示されているところでございます。

包括的な支援体制の整備、具体的にはどんなものをイメージしたらいいのかということで国が考えたものがこちらの図のとおりになっています。大きくは、「相談支援」「参加支援」、そして「地域づくりに向けた支援」、この3つが一体的に実施されれば包括的な支援体制が整備されるのだという考えが示されました。こちらを実際に法律となって施行し、令和3年の4月からスタートしたものが重層的支援体制整備事業となっております。

今、御説明したものがどのような関係になっているかというものがこちらになっております。一番大きい目標が「地域共生社会の実現」、それをそれぞれかなえるためにはということで、それぞれの手段と目的の関係になってこのような位置づけになっております。最終的に一番下の「重層的支援体制整備事業」、こちらが地域共生社会を実現するための手段となっているというところでございます。

こちらを踏まえて、事前送付させていただいた資料3から5までを説明させていただければと存じます。資料3でございますが、地域福祉計画の策定スケジュールとなっております。現在、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画及び再犯防止推進計画、この3計画につきましては、地域に非常に密着する、そして理念を共有する、重なる部分が多いということで、国分寺市においては一体的に策定するものでございます。令和4年度、令和5年度、2か年にわたって策定をするということになっておりまして、現在、第3回の策定検討委員会に向けて現在準備しておるところです。今年度については計画の骨子をゴールと定めまして、次年度については4回策定検討委員会等、そしてまた関係団体のヒアリング等を行う予定となっております。

では、資料4をお願いいたします。地域福祉計画等の次期の作成に関する基本的な考え方を、国の動き、そして市の計画の動きというものをまとめたものになっております。1は『「地域福祉計画」に関するこれまでの経過』になります。福祉保健分野の横断的・包括的な計画として、平成27年に策定いたしました。当初、10年間の計画ではございましたが、各計画との策定期間のスタートとゴールを合わせる形を取りまして、1年前倒しで今、計画を進めているところでございます。社会福祉の基本理念「地域福祉の推進」と併せて包括的な支援体制の整備を図り、地域共生社会の実現のに向けた取組ということで進めて、これまで来たというところです。

国の動きでポイントをご説明します。社会福祉法が平成12年に改正されまして、そこで初めて地域福祉の推進という規定がなされました。そこで、地域福祉計画に「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、そして「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、この3つを盛り込むという通知等がございました。その後、平成19年には要援護者の支援方策も盛り込んでいきました。そして、平成26年には生活困窮者の自立支援の方策についても盛り込んで

でいきました。平成 28 年においては、成年後見の利用の促進に関する法律、そして自殺対策基本法の改正、再犯の防止等の推進に関する法律の施行がされておるところです。そこを踏まえて、平成 29 年にまたここで大きく社会福祉法の改正がございまして、地域福祉計画というのはいわば福祉分野の上位計画なのですということが位置づけをされました。地域における高齢者、障害者、児童、その他の福祉、という共通して取り組むべき事項は地域福祉計画に定めようということでございます。

例として、自殺対策及び再犯の防止等に係る一体的な実施や、成年後見制度の利用促進に係る一体的な計画の策定が示されています。また、もう 1 つ分かりやすいところでいうと、虐待。高齢の分野、障害の分野、児童の分野、それぞれございますが、例えばこれが各個別計画ごとに虐待に対応する考え方や力の入れ方の足並みがそろっていないのはおかしいということで、共通事項については地域福祉計画のほうで定めようということになっているところ。あとは、先ほど御説明させていただきました「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むべきだというお話になりました。

裏面を御覧ください。令和 2 年に大きく社会福祉法が改正されまして、重層的支援体制整備事業の創設がされました。盛り込むべき事項も改正されまして、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が必須になっております。さらに、留意点も示されまして、重層事業の実施計画、高齢・障害・子ども・健康の各分野の計画、そしてその他の関連する計画との調和を図る、そして、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携による策定と示されまして、調和と連携が図れる計画にするよう大きく変わりました。ここまでが国の法改正等がございまして、右側は国分寺市の現在走っている計画のどのようなところを変えてきたというものの御紹介になっております。

2 の次期策定ですけれども、こちらが国分寺市において 2 つ、まず今お話しさせていただいた改正後の社会福祉法への対応です。現在策定案を練っているところ。もう 1 つ、地域福祉計画等と関係計画との概念の整理です。地域福祉計画、先ほど申し上げたとおりいわば上位計画となっておりますので、共通する取組を横断的に位置づけまして、計画期間、前計画は 9 年となるところですが、次期は 6 年ということにいたしました。あと、令和 3 年に策定させていただきました成年後見、自殺対策、再犯防止、こちらについては地域福祉の理念を包含する一体的な策定を行うということです。併せて、保健福祉の各個別計画との連携も図る、そういった概念を整理するということいたしました。なお、法改正等があれば必要に応じて見直します。

3 から 6 については、ご覧のとおりです。

次ページ裏面を御覧ください。こちらが現在の地域福祉計画の概念図となっております。最上位計画である国分寺市の総合ビジョン、その下にいわば上位計画としての位置づけとして地域福祉計画がございまして、あとは各個別計画と横断的・包括的な計画として位置づけをしてきているところ。なお、社会福祉協議会のほうで作る地域福祉活動計画、そして、その他の市の計画とも連携を図る、こういった概念を進めてきたところでございます。

表面を御覧ください。新概念図はこのような形を考えているところ。大きく変化しているところは、やはり重層的支援体制整備事業の実施計画を各個別計画と紐づけるということ、そして、高齢・障害・子ども・健康、の計画については左下が白抜きになっております。こちらは、今まで全て包含するという形をお示ししてきたところですが、通知等を国のほうで確認させてい

ただくと、共通するべき事項が地域福祉計画に書くべきことであり、その他については各個別計画で書くところとありますので、下の白抜きの部分は各個別計画に委ねる部分、そして上の部分は共通する事項、そんなところを表現しています。右側の成年後見・自殺対策・再犯については、一体的に策定するので、地域福祉計画の一部としてこの3計画は作ることになっています。現在、この3計画はそれぞれ独立での計画になっているのですが、次期の計画では一体になるということをご予定しているところがございます。資料4については以上です。

続きまして、資料5は先ほど申し上げた重層的支援体制整備事業ですが、令和5年度、本格実施を行う今年の4月から国分寺市はどのような体制で実施するのかを書いている計画です。この事業を実施するにあたっては計画を策定しなければならないと社会福祉法で定めています。簡単にですが御説明させていただければと思っています。

1ページから説明させていただきます。「策定にあたって」ということで、何でこういう計画の策定が必要なのかということを書いています。社会状況の変化によって個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化し、支援ニーズも分野ごとに行ってきたのですが、その体制、財政措置ではなかなか対応することが困難な状況から法律が改正されまして、地域生活課題の解決に資する支援は包括的に行うということで、重層的支援体制整備事業が施行されることになってきたところです。国分寺市においては、先行して平成31年度にモデル事業ということでこの地域共生社会の実現という形で事業を展開しておりまして、その発展形で重層事業に取り組むということになっています。「計画の位置付け」は、社会福祉法で定められているところです。

次のページです。「計画の期間」は1年ということをご計画しております。実施計画についており、非常に制度流用的なものもございまして、1年で見直ししながら当面は進めていく予定です。なお、先ほど申し上げたところですが、令和6年度以降、次期の地域福祉計画があります。理念等は一体的にそちらのほうに代えていこうというものになっております。

「計画の策定過程」については、御覧のようなヒアリングを会議体に重ねてつくったところです。

大きい2番ですが、「重層的支援体制整備事業において実施する事業」は社会福祉法に定めています。市の各既存事業を新しい重層的支援体制整備事業に当てはめるときに1号から6号のどのようになるのかというのがこの表です。特徴的なのは「機能」という分類になっております。大きく「相談支援」、そして「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」「支援プラン作成」になっております。どこが変わるかということですが、例えば1の「相談支援」のところは、右側のように相談支援については各所管課のほうで分野ごとに行っているところですが、重層的支援体制整備事業に移行しますと、包括的な相談支援事業ということになりまして、断らない相談窓口、例えば「うちは高齢の窓口なので子どもの相談については受けません」ということではなく、分野が違って相談はまず受け止めるということが大きく変わった点かなと思います。また、3号も同様に、「地域づくりに向けた支援」ということで、各所管課で地域づくりをやってきているところなのですが、ここも分野は問わずに、例えばご高齢の方が集まる場所に若い世代の親子が来るような場面があってもいいですし、障害をお持ちの方が来てもいいし、そういう自由な発想で地域づくりをやってほしいということで、国のほうが「機能」として分類しています。「新」というところについては後ほど少し簡単に説明させていただければと思います。

あとは、「包括的相談支援事業」、どのようなものを指すかというところでございますが、「相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行う」ということになります。複雑・複合化した相談というものがあります。そういったものについては多機関協働事業につなぐということです。国分寺市の場合は先ほどの既存事業がありますが、御覧の表のとおりになっております。

次に、「地域づくりに向けた支援事業」、こちらも「地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う」と定められておまして、3ページから裏面の4ページの体制で実施します。

最後でございますけれども、「多機関協働事業」というものがございまして、単独の支援機関では対応が難しい事例、例えば8050で、50の方で例えばひきこもりがあって、制度のはざままで支援が行き届かない。ヤングケアラーとか、ダブルケアとかについて支援ニーズ、調整役を行うということです。支援関係機関からの役割分担、そして支援の方向性を定め、どのような形で支援するかのプランを策定するなどが多機関協働事業となっております。多機関協働事業をバックアップしていくために、新たな事業として、「参加支援」、「アウトリーチを通じた継続的支援」が設定されているところです。なお、国分寺市においてはこの新規事業を社会福祉協議会に委託をして実施するということになっております。

次のページになりますが、これらのものをまとめますと、当市においては(3)のイメージで実施できればいいと考えております。分かりやすい事例で流れをご説明します。例えば8050、これまで親御さんの資産であったり年金であったり、そういったところで生活されている方の相談というのはなかなか包括のみでは受け止め切れない現状があるところです。また、同じように、障害の方のご相談というところで来たところ、実際には親御さんの問題も複数抱えていたなんていうことも機関相談の方にはあろうかと、もちろん連携もしていただいているのかなというところがあります。

こういった担当部課では難しいケースについては、これまでも各会議体でよくよく吟味してやってきていただいているところですが、それでもなお複雑に絡み合っていて、どうにもこうにも整理が難しい、そういった案件については、この図でいうと真ん中辺にあります、この多機関協働事業をつないで、役割の整理、方向性を示すことを想定しているところです。

ここで1つ、例えば8050の50の方なんていうのはなかなかお会いできないというパターンがかなりありますので、その場合はこの左下の「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」というものを使いまして、なかなかお会いできないのですけれども、まず信頼関係を作る。御本人にお話しするような機会をどうにか取れないかというところをまず実施していくというところです。その後、御本人からお話しできて、社会復帰してみたいなんていうところまでつなぐことができれば、この右側のその方がどのように社会参加していただけるかという場を設定する「参加支援事業」。国分寺においては今、農福連携ということで農業の園主さんにご相談して、そういった方が社会復帰できるように活用いただく場面を設定しています。

このような形を取りまして、世帯、そして個人という形で会議を諮って支援していくものになっております。真ん中にあります「重層的支援会議」が多機関協働事業でプラン等の策定をしていく会議体です。この図にもあるとおりご本人の同意が必要な場合が想定されておま

て、同意が取れる会議体は難しいということで、どのように運営するかを策定しているところです。

右側の同意なし、このケースが増えてくるなというところもございまして、なかなかご本人、世帯の同意を取れない、そういった場合は、支援会議に行きつきます。8050 の 50 の方を想定した場合、各支援機関の方が情報は持っている。ただ個人情報の壁があってなかなか関係機関と連携が取れない。ここについては重層的支援体制整備事業を実施すると、守秘義務をかけた会議体というものを持つことができるように今後なりますので、本人の同意がなくとも情報共有していくと。

その趣旨としては、予防という観点があります。例えば、この 8050 世帯、例えば 10 年前に何かできていれば 7040 だったと。さらに 10 年前だったら 6030 で何かできたのではないかとか、早期発見がされていればその世帯の支援というのはできたのではないかと。また、違う見方をすれば、今のうち、6030 の間に発見することができれば 8050 にならない場合もあるのではないかと。そういった予防の観点、早期発見・早期支援、そういったところを目的にしている事業でもございます。支援会議、こちらは市で会議を開いていくことになるのですけれども、ここで各関係機関の方と連携を図って情報共有して、よりよく世帯支援のほうを目指していければと考えているところです。

なお、中段の右端になりますけれども、そういったものを実現していくためには地域も大切であるということで、地域づくりに向けた支援事業も行っています。既存事業を活用しつつ、新たな世代を問わない、属性を問わないような地域も作れたらいいなということで位置づけられています。

こちらが国分寺市における地域福祉計画と重層的支援体制整備事業の中身になっております。説明は以上です。

大塚会長：どうもありがとうございました。それでは、もし何かご意見があれば。天野委員どうぞ。

天野委員：2点気がかりなことがあるのですが、1つは、もう少し先のことを考えていくと、障害者の方たちの文化的参加は非常に重要なのではないかと思います。ただ、今までのを見ていると、どちらかという困っていることを解決することが主で、文化的とか生活を広げるとか、そういったところが少し欠けているような気がして、もう少し充実する必要があるのではないかと思います。やるとしたら地域共生推進課ということになるのかなと。例えば図書館とか文化財とかについても参画してもらわないといけないのではないかとというのが1点。

もう1つは、総合的という話、物すごく重要なことだと思のですが、自分の目の前に担当部署の方たちがずらっといたり、そういう制度をずらっと並べられたらどう感じられるかということ、びっくりしてしまう。どうアプローチしていいか全く分からない状況に、逆になるのではないかと思います。今までであれば非常に単純であったわけですね。自分はここが痛いからこのところへ行ってみようだったわけですが、今度はずらっと並べてしまうとどこへ行ってもいかに分からなくなってしまうし、いろいろ聞かれても困ってしまうと思うのです。

ですから、受ける側に立って受ける人のニーズをまとめてくれる人、逆にそういう気持ちを代弁して機関に伝えてくれる人を育てないと、いい制度が役所側にできても機能しないということが起こり得るような気がして仕方がないのです。受け側そのものの上に立って発言し、活動してくれ

る人、そういう人を育てるということが必要なというのをようやく最近思っています。

大塚会長：ありがとうございます。よい御意見で、得てして課題のある人たちの声、これも大切な包括的な相談でやらなければならないのですけれども、質の高い生活だとか、人生を豊かにする、これもやはり地域共生社会なので。それからもう1点については、なかなか困りを持っている人についても、そもそも自分自身で相談する、アクセスするということが困難な人なわけです。それを、どんなに体制を作っても向こうが来なければ、コーディネーターの話も出てきたけれども、まさにアウトリーチで出て行ってそういう人たちの中に入って初めて。だからといって何か困り事はありますかと言っても全然駄目なので、例えば社会福祉協議会みたいなコミュニティソーシャルワーカー第1号、ああいう活動があって初めてこの制度が生きると。そういった体制まで持っていないと。

柴田委員：柴田です。重層的支援体制整備の計画を各課で連携して取り組もうということで、これが順調に動いていけばすばらしいことだと思います。先ほどもありましたけれども、アンケートの対象になっていなくて実際は困っている人たちというのがまだ相当いらっしゃると思います。また今回も50%以上の方が回答しないということですが、回答しない人の中には自分の状況を客観的にまだ見られないというか、自分が置かれている状況とか自分の状況をどう考えたらいいかわからないという人も結構多くて、実際にはそういう人たちが様々な困り事を持っているということが考えられるので、総合的な支援の体制を作っていくことはとても大事なと改めて思いました。

それから、先ほどのアンケートのところで、新しい動きとして、児童のところで発達障害の診断を受けた方が2割ほど増えたという話がありましたけれども、恐らくこれからもっと増えていくのだらうと思います。また、大人の人たちで実際には発達障害を持ちながらそのことを本人も周りも気がついていなくて、実際には社会生活の中で困っていることが恐らくあるのだらうと思います。子どもの世界で発達障害ということが大きく取り上げられて、そのことが意識されてくると、今度翻って大人の世界でもこういう問題はどうか対応すればいいのかとかどうすればいいのか、周りもそう思うし、それからご本人も自分の状態に改めて気がつくというか、自分が抱えている困難というのに改めて向き合っていくということが生じてくるので、アンケート調査での子どもの変化というのは、やがて大人に跳ね返っていくのではないかなと思うのです。そういう点から、この重層的な支援体制が本当に実のあるものに進めていただけたらありがたいなと思いました。

大塚会長：ありがとうございます。藤田委員さん、どうぞ。

藤田委員：最後の説明で、私、光が見えたかなと思って。現場実践の中では個人情報なかなか照会できなくて、今ある機関に相談しても個人情報の壁があります。ただ一方でキーワードとして信頼関係の構築というところで本人からいろいろ聞き取りする中で、本人の同意を得ながら情報を得ると時間と日にちもかかります。これが重層的支援を4月以降やっていく中ですばらしいものになっていくのかなというところで、今までは生活保護関係ではよく申請主義とか、そういうところで本人がやらないと駄目だったところ、今回アウトリーチというところでどこまで手を差し伸べるところができるのか、難しさも感じながら要は個人情報の壁というところを聞くことができ、感激と期待をしています。一緒にやっていければいい国分寺市が発信できていくのではないかなと思いました。以上です。

大塚会長：どうもありがとうございます。ほかにはいかがですか、大丈夫ですか。

宮崎委員：重層的支援、とてもいいなと私も思いました。進路で回っていても、実は年齢のいった方の支援が大変だというお話は多く聞きます。そういったところで支援されている方も今、年を重ねていらっしゃる方がとても多いのが現状だと思うので、このような事業を進めていくなればさらに人材が必要になってくるのだなということを改めて感じました。私どももそうですけれども、人材育成というところが重要だなということを聞きながら感じた次第です。

大塚会長：大切な視点ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項ということで、「令和4年度障害者週間行事の取組状況について」、事務局から説明をお願いできますか。

事務局：昨年12月に行いました障害者週間行事の取組につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。資料のご用意はございませんので、口頭でのみのご説明となります。

まず、昨年12月3日の土曜日に3年ぶりに実施をいたしました講演会につきましては、講師として聴覚障害当事者である薄葉ゆきえ様をお呼びいたしまして、障害のある方をはじめとした多様なニーズに応えるためのマナー、いわゆるユニバーサルマナーのセミナーを実施いたしました。手話通訳者及び要約筆記者の設置も行いまして、合計で37名の方にご参加を頂きました。続きまして、国分寺障害者施設お仕事ネットワークのご協力の下、12月3日と4日の土曜日と日曜日に実施をいたしましたクラフト系ワークショップにつきましては、セレオ国分寺の3階と9階で複数のワークショップを行いました。こちらも2日間で多くの方にご参加を頂くことができました。

また、同日に同じくお仕事ネットワークのご協力の下、実施をいたしました物品販売会につきましては、こちらはセレオ国分寺1階ぶんじマーケット自由通路と西国分寺駅構内の nonowa 西国分寺自由通路で行いましたが、2日間で約70万円の売上げとなり、延べ人数としては約800人の方にご来場いただきました。来年度以降につきましても、引き続き障害理解の促進に向けまして、障害者週間行事をさらなる工夫を加えながら実施していきたいと考えております。事務局からは以上です。

#### 【その他】

大塚会長：大塚会長 どうもありがとうございました。

それでは、3の「その他」に移りたいと思います。柴田委員さんが退任ですか。非常に残念で、これからのお仕事が寂しくなりますけれども、ご挨拶を頂けますでしょうか。よろしく申し上げます。

柴田委員：では、少し時間を頂きまして。私、この推進協議会の委員を7年務めさせていただきました。国分寺障害者団体連絡協議会からの推薦委員ということでありました。その中で私は、中心母体は親の会なものですから、知的障害のこともあったのですけれども、知的障害以外の様々な障害の人たちとも国障連で話し合っ、様々な問題をなるべく積極的に発言をさせていただきました。言い過ぎたところもあったかと思しますので、その点はおわび申し上げます。

振り返ってみて、身体障害の方の支援というのは恐らくまだまだ足りないことはありますが、かなり充実してきています。それから知的障害に関しても近年随分と進展したのではないかなと思います。まだまだ障害の重い人の、特殊な支援を必要とする人のグループホームはまだ少ない

のですけれども、地域の中で受け入れられる体制がかなりできたのではないかなと思います。

しかし、精神障害の人たちの問題はなかなか進んでいないというのが正直な感想です。例えば知的障害の中で自閉症の人たちが様々なパニックを起こしたり、社会的に見れば困った行動がいろいろあるのだけれども、なぜそういうことが起きるかということがこの間いろいろ解明されて、そして「困った人」なのではなくて本人が困っているわけで、どうしてそういうところで奇声を発したりとか突然走り出したりとか、いろいろなことをするのか、それはどうしてなのかということを本人の視点から様々な分析をして、例えば感覚的な過敏があったりとか、そういういろいろなことが分かってきて、「本人の困り事を解決する」という視点での支援が随分進んできたように思います。

しかし、精神障害本人の困り事をどう解決するかということについては残念ながら、日本という国全体がそうなので国分寺だけの問題ではないのですが、やはり大きくまだたくさんの課題が残っているな、と正直言って実感しているところです。近年発達障害に対する理解が随分進んできましたので、発達障害と精神障害を併せ持つ人もたくさんおられますし、そういう視点からの解明というのもこれから進んでいくのではないかなと思います。障害と一口に言うけれどもいろいろな障害があって、1人1人が本当に違うので、その1人1人に目を当てた支援ができて、そして誰もが手を取り合ってこのまちで暮らしていける、そういう本当の共生社会ができればいいなと思っております。私は今年80歳になりますので、寄る年波にはかないませんので引退させていただくことにいたしました。今年度3月までで、4月からは国障連から新しい委員が推薦されてきますので、どうぞよろしく願いいたします。本当にどうもありがとうございました。

大塚会長：どうもご苦労さまでした。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：本協議会につきましては、今年度の開催は本日が最後となります。次回の協議会は来年度となりますが、予定としましては5月中旬頃に開催を検討しております。正式に決まりましたら改めて開催通知にてお知らせをさせていただきます。来年度については、計画の実績評価に加えまして計画の策定年度となりますので、回数が1回増えまして、5回開催させていただく予定となっております。また、計画の策定に向けました今後の予定といたしましては、今月中に障害者自立支援協議会の専門部会や事業所連絡会等で計画策定に係るヒアリングを行いまして、また来月には各障害者団体へのヒアリングを実施させていただく予定です。ヒアリングの内容や今回ご報告させていただいたアンケート調査の集計結果の内容を分析いたしまして、次回の協議会で計画の構成案などにつきましてお示しさせていただく予定です。事務局からは以上です。

大塚会長：どうもありがとうございました。

それでは、これで令和4年度の第4回国分寺市障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

—了—